

## 越前市都市公園自動販売機設置事業者募集要項

### 1 公募物件概要

物件番号	施設名	所在地	設置場所	使用面積 (幅×奥行)	最低使用料金 (年額)	販売実績 (R6.4～ R7.3)
1	武生中央公園	高瀬二丁目	だるまちゃん 広場北西側1	1.28㎡ (1.6×0.8m)	3,670円	16,465本
2	武生中央公園	高瀬二丁目	だるまちゃん 広場北西側2	1.28㎡ (1.6m×0.8m)	3,670円	8,938本
3	武生中央公園	高瀬二丁目	だるまちゃん 広場南東側3	1.60㎡ (2.0m×0.8m)	3,020円	8,816本
4	武生中央公園	高瀬二丁目	だるまちゃん 広場南東側4	1.60㎡ (2.0m×0.8m)	3,020円	2,480本
5	武生中央公園	高瀬二丁目	コウノトリ 広場5	1.60㎡ (2.0m×0.8m)	3,240円	3,933本
6	瓜生水と緑公園	瓜生町	トイレ横	1.60㎡ (2.0m×0.8m)	2,900円	6,105本
7	日野川河川緑地	堀川町	左岸側トイレ	1.60㎡ (2.0m×0.8m)	2,160円	2,686本
8	日野川河川緑地	村国町	右岸側トイレ	1.60㎡ (2.0m×0.8m)	2,160円	4,132本
9	村国公園	村国三丁目	駐車場	1.60㎡ (2.0m×0.8m)	4,170円	5,009本
10	丹南総合公園 (里山エリア)	氷坂町	トイレ横	1.60㎡ (2.0m×0.8m)	1,640円	2,050本
11	武生東運動公園	西尾町	庭球場南 トイレ横	1.60㎡ (2.0m×0.8m)	1,540円	新規
12	白崎公園	白崎町	北側トイレ横	1.60㎡ (2.0m×0.8m)	1,740円	1,369本
13	枚井手公園	平出三丁目	トイレ横	1.60㎡ (2.0m×0.8m)	3,310円	新規
14	花筐公園	栗田部町	トイレ横	1.60㎡ (2.0m×0.8m)	1,510円	新規

※使用面積には空き容器回収ボックスの設置面積を含む。

※自動販売機の設置台数は1物件あたり1台とする。

## 2 応募資格要件

応募資格要件は、次に規定する事項とし、そのすべてを満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に該当しない者(第 2 項各号のいずれかに該当した者であっては、その事実があった後 2 年を経過した者を含む。)であること。
- (3) 国税及び地方税の未納がないこと。
- (4) 法人にあつては北陸 3 県に主たる営業所又は従たる営業所を有すること。個人にあつては福井県内で事業を営んでいること。
- (5) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等を受けていること。
- (6) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更生手続開始の申立て又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産開始手続の申立てが行われているものでないこと。
- (7) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はその団体に属する者でないこと。

### 参考 地方自治法施行令抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
  - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
  - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
  - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 3 自動販売機の設置条件

### (1) 設置事業者の施設使用形態

自動販売機の設置は、都市公園法(昭和 31 年法律第 79 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき、

越前市が設置事業者に対し、公園施設の設置許可をする方法により行う。

従って、設置事業者に決定した者は、都市公園法第5条第1項に基づく公園施設の設置許可申請を行い、設置許可を受ける必要がある。

(2) 設置期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

なお、設置期間の更新はないものとする。(設置期間満了後は新たに公募を行うものとする。)

(3) 使用料

決定した設置事業者の提出した見積もり額に10%に相当する額を加算した額とする。

(4) 必要経費

自動販売機の設置、維持管理及び撤去に必要な経費は設置事業者の負担とする。

また、光熱水費についても設置事業者の負担とする。各設置事業者において専用メーター(子メーター)を設置し、専用メーターの検針に基づき算定した12カ月分の電気料相当額を越前市が指定する日までに納入すること。(設置事業者が電力会社等から直接供給を受ける場合を除く。)

(5) 設置機器の仕様について

設置する自動販売機の機器については、省電力やノンフロン対応、ヒートポンプ対応等の環境に十分配慮したものであること。

(6) 利用上の制限

設置期間中は、次の事項を遵守すること。

ア 協定書の使用条件を遵守し、使用料及び光熱水費を期限までに確実に納入すること。

イ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。

ウ 販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び経路については越前市の指示に従うこと。

エ 販売品目は、清涼飲料水、牛乳等の飲料とし、酒及びたばこ類の販売を行わないこと。

オ 販売価格は、標準小売価格以下の価格とすること。

カ 設置事業者は、半期ごとの自動販売機の売上金額及び使用電気量を、別に指定する期日までに越前市に報告すること。

(7) 維持管理

設置期間中は、次の事項を遵守すること。

ア 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。

イ 自動販売機1台に1個以上の割合で販売する商品の使用済容器回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収し、及びリサイクルすること。

ウ 自動販売機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にしたうえで適切に回収し、処理すること。

エ 関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行うこと。

オ 自動販売機の設置にあつては、据付面を十分に確認した上で安全に設置し、転倒防止対策を行うこと。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

カ 自動販売機の故障や問い合わせについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

(8) 協定の解除

ア 設置許可期間にかかわらず、次の場合は越前市の方から協定を解除することができる。この場合において、(イ)から(エ)に該当するときは、設置事業者は違約金（使用料総額の100分の10に相当する額をいう。イにおいて同じ。）を越前市に支払わなければならない。

(ア) 越前市において公募物件を公用又は公共用に供するため必要とするとき、その他必要が生じたとき。

(イ) 設置事業者が許可の条件に違反し、又は協定書に定める義務を履行しないとき。

(ウ) 設置事業者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(エ) (ア)、(イ)及び(ウ)のほか、設置事業者の責に帰すべき事由により、越前市が協定を継続しがたいと認めたとき。

イ 設置事業者は設置許可期間にかかわらず、自己の都合により協定を解除することができる。この場合において、設置者は協定を解除する3カ月前までに書面にて越前市に通知しなければならない。越前市に違約金を支払わなければならない。

#### (9) 使用料の返還等

(8) ア(ア)により協定が解除された場合の既納の使用料については、月割りにて返還する。

(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)

なお、(8) ア(イ)から(エ)までのいずれかの理由により協定が解除された場合又は設置事業者の自己都合により協定が解除された場合においては、既納使用料は返還しない。

また、協定が解除された場合、設置事業者は、越前市が算定した協定が解除された日の属する月までの(4)必要経費（電気料等）を支払わなければならない。

#### (10) 原状回復

設置事業者は、設置期間が満了した場合又は協定が解除された場合は、速やかに設置事業者は自己の費用をもって自動販売機等を撤去し、原状に回復して市に返還しなければならない。

## 4 応募申込書等の提出

### (1) 提出先

〒915-8530 越前市府中1丁目13-7

越前市建設部都市計画課 公園管理グループ

### (2) 提出締切り

令和8年2月13日（金） 午後5時

### (3) 提出書類

ア 越前市都市公園自動販売機設置事業者応募申込書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ 販売品目一覧（様式第3号）

エ 設置する自動販売機のパンフレット

オ 納税証明書 ※未納がない証明が良い

カ 証明書類（コピー可）※発行後3ヶ月以内のもの

法人の場合・・・商業登記等謄本（履歴事項全部証明書）

個人の場合・・・身元（身分）証明書（コピー可）

キ 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、その許認可等を受けているこ

とを証する書類の写し

(4) その他

ア 提出時間は、開庁日の午前8時半から午後5時までとする。

イ 提出は、郵送も可とする。その場合は、事前に提出方法を問合せすること。

5 選定対象者の決定

公募物件ごとに提出された応募書類をもとに、「2 応募資格要件」に定める資格をすべて満たしているか審査を行い、審査結果を書面にて通知する。審査を通過した事業者は、審査結果とともに選考会の日程を通知するものとする。

6 設置事業者の決定

(1) 選考会の参加者のうち、越前市が提示する最低使用料以上で、最高の価格で申込みを行った者を設置事業者とする。なお、販売品目が適当で、最高価格の応募が二者以上ある場合は当該応募者立会いのもと、くじにより決定する。

(例：最低使用料＝固定資産評価額円/m<sup>2</sup>×使用面積m<sup>2</sup>×12か月×6/1,000)

(2) 設置事業者の決定後に公募物件ごとの設置事業者名を市ホームページで公表する。

7 見積書に記載する金額

(1) 見積り額は許可期間中の使用料の年額を100円単位で記入すること。

(2) 使用料は、見積書に記載された年額の10%に相当する額を加算した額の3年分とする。選定対象者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積り額には光熱水費は含まないものとする。

8 設置事業者の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すものとする。

(1) 正当な理由なくして指定する期日までに3 (1) 設置許可の手続きに応じなかった場合。

(2) 設置事業者が応募者の資格を失った場合。

9 協定書の締結

(1) 設置事業者と越前市はこの事業を実施するために協定書を作成し、締結するものとする。

(2) 協定の締結に係る費用については、すべて設置事業者の負担とする。

(3) 協定の締結は申込者名義で行うこと。

10 使用料の納付

越前市が発行する納入通知書により、年度ごとに越前市が定める納付期限までに一括納付するものとする。

11 その他

応募に必要な書類の様式(第1号～第5号)については、市ホームページからダウンロード可能である。公募物件(自動販売機設置場所)については、現地確認しておくこと。

12 問い合わせ先

〒915-8530 越前市府中一丁目13-7

越前市建設部都市計画課 公園管理グループ

TEL 0778-22-3012 FAX 0778-22-3067

電子メール [keikaku@city.echizen.lg.jp](mailto:keikaku@city.echizen.lg.jp)